

規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）（抜粋）

(1) 電波制度改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	公共部門の割当状況の「見える化」	公共部門の割当状況について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考に、より積極的に公表する。	既に検討開始、平成 30 年夏までに結論、結論を得次第順次実施	総務省
2	効果的な利用状況調査の実施	電波の利用状況の実態をより正確に把握するため、利用状況調査を拡充する。その際、重点的に調査対象とすべき帯域を設定するとともに、発射状況調査の実施期間、時間帯、頻度、測定場所、分析手法等を適切に定め、効果的に調査する。	既に検討開始、平成 30 年夏までに結論、結論を得次第順次実施	総務省
3	周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築	電波の利用状況の調査・評価を踏まえ、十分に有効利用されていない帯域について、縮減、共用、移行、再編、免許の取消し（返上等）を円滑に行うため、現行制度の運用状況と有効性を検証しつつ、以下の仕組みを構築する。 a 携帯電話事業者について、特定基地局の開設計画の認定期間終了後における周波数の返上などの仕組み b 携帯電話事業者以外も含むより包括的な周波数の返上などの仕組み	平成 30 年夏までに検討・結論、平成 30 年度中に法案提出	総務省
4	新たな周波数ニーズに対応した周波数帯の確保目標の設定	5G を始めとする今後の新たな周波数ニーズに対応するため、現在の周波数帯の確保目標に替わる新たな周波数確保目標の設定を、公共部門及び民間部門の周波数からの再編・共用の周波数確保目標も含めて実施する。	平成 30 年度末までに検討・結論	総務省
5	周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設	既存免許人に対する公平な取扱い等の観点を勘案し、また従来の終了促進措置の適用状況を検証しつつ、既存免許人に対し周波数移行を促すインセンティブを確保するため、以下の仕組みを構築する。 a 終了促進措置の拡充・柔軟化の仕組み ・公共業務用無線局も対象とするほか、新たに周波数の割当てを受ける者が負担する費用の範囲について、現行の費用に加えて、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費を含める。 ・上記費用を超える支払いを行うことや、既存免許人の移行時期によるインセンティブの段階的設定も検討する。 b 帯域の確保の迅速化に資するその他の仕組み ・免許帯域から免許不要帯域へ変更する場合の対応や、公共用帯域の再編など、様々な周波数帯において、既存免許人を迅速に移行させるためのインセンティブを確保する仕組みを創設する。	平成 30 年夏までに検討・結論、平成 30 年度中に措置・法案提出	総務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	共同利用型の公共安全LTEの創設	警察、消防・救急、国土交通、防衛、防災などの関係省庁・関係機関が共同で利用できる「公共安全LTE」について、平成32年までの実現可能性を含め、関係省庁・関係機関が参画した検討の場を総務省に設ける。	既に検討開始、結論を得次第順次実施	総務省
7	公共部門間の周波数やシステムの共用化	公益事業を含む公共分野の各分野において、最新の技術による効率的な業務や電波利用を促す観点から、公共部門間における周波数やシステムの共用化を順次進めるため、具体的な方策を検討する。	平成30年夏までに検討・結論	総務省
8	放送用の帯域の更なる有効利用	総務省は、放送事業の未来像を見据え、放送用に割り当てられている帯域について、周波数の有効活用などにつき、イノベーション創出の観点等から行う提案募集（No.11）なども含め、検討を行う。それとともに、規制改革推進会議においても引き続き検討する。	総務省の検討について平成30年夏までに検討・結論。規制改革推進会議における検討は措置済	内閣府 総務省
9	割当手法の抜本的見直し	新たな周波数の割当について、以下の方策を実施する。 a 新たに割り当てる周波数帯について、その経済的価値を踏まえた金額（周波数移行、周波数共用及び混信対策等に要する費用を含む。）を競願手続にて申請し、これを含む複数の項目（人口カバー率、技術的能力等）を総合的に評価することで、価格競争の要素を含め周波数割当を決定する方式を導入する（平成30年度中に法案提出して法整備）こととし、そのための検討の場を設ける。 b 入札価格の競り上げにより割当てを受ける者を決定するオークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討を継続する。	a:平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 b:継続的に検討	総務省
10	新たな割当手法により生じる収入の使途	No.9の割当手法の抜本的見直しにより生じる収入の使途として、周波数移行の促進、新たな混信対策、5G等電波利用の振興、Society 5.0の実現等のために活用することとし、そのための方策について検討する。	No.9aと同時期に検討・結論	総務省
11	提案募集型の用途決定	十分に有効利用されていない帯域を対象に、広く民間から用途の提案を募集し、イノベーション創出の観点から社会的効用の高いと考えられる提案を中心として様々なアイデアを実フィールドで実証する機会を提供し、その上で実用化の見通しが得られた場合には、周波数の割当等所要の手続を進める方式を導入する。具体的には、まずは、V-Highマルチメディア放送に利用されていた帯域を対象に、提案募集を行い、手続を実施する。	早期に準備が整い次第実施	総務省
12	二次取引の在り方の検討	No.3の周波数の返上等の仕組みを踏まえつつ、電波を有効利用した新たな事業の展開・拡大を行う意欲・能力を有する者が、その必要とする周波数を、多様な手段により迅速に確保できるようにする観点から、周波数の賃貸借等の在り方について検討する。	平成30年夏までに検討・結論	総務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	共用を前提とした割当て	周波数共有を機動的に行う仕組みを検討し、結論を得る。	既に検討開始、準備ができ次第技術試験を行った上、平成32年度結論	総務省
14	免許不要帯域の適正な確保	電波利用料の徴収などの可能性も含め、免許不要帯域の適正な確保の在り方について検討する。	平成30年夏までに検討・結論	総務省
15	電波の利用に関する負担の適正化	電波の利用に関する負担の適正化について、以下の方策を実施する。 a 電波の経済的価値も踏まえた電波利用料全体についての一層の適正化のため、電波の利用状況に即して特性係数や帯域区分等を見直す。 b 上記 a の見直し（電波利用共益事務のコストの分担の範囲での見直し）を超え、国民共有の財産である電波を利用している免許人に対して経済的価値に基づく負担を求めることについて、検討する。	a: 平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 b: 継続的に検討	総務省
16	公共用無線局からの電波利用料の徴収	電波利用料の減免の対象となっている国等が免許人となっている公共性が高い無線局においても電波の有効利用に対するインセンティブが働くよう、電波の有効利用が行われていない無線局については、電波利用料を徴収する仕組みを構築する。	平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出	総務省
17	電波利用料の用途の見直し	電波利用料の用途について、電波の利用状況調査（発射状況調査を含む。）、周波数移行の促進やホワイトスペースの利用促進、異システム間の周波数共有・干渉回避技術の高度化など、周波数の有効利用に資する見直しを実施する。	平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出	総務省
58	技適未取得無線設備の国内持ち込みに係る規制緩和	海外の新しい無線機器を活用した新たなサービス開発及び試験を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 技術基準適合証明未取得機器について、電波による実験、試験等の迅速化の観点から、申請内容の簡素化も含め、簡便な手続で無線局の使用を可能とする。また、実験試験局の免許を取得した無線局については、実験結果を踏まえた実用化を加速化するための方策を検討し、結論を得次第、速やかに措置する。 b 電波法（昭和25年法律第131号）に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth、Zigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究開発等の非商業用途に関しては、技術基準適合証明を取得せずとも海外より持ち込み、利用可能とすることについて、研究開発等を目的とすることを踏まえて、利用可能期間を6か月以上の長期とすることを含めて検討し、速やかに制度改正を行い、所要の措置を講ずる。	平成30年度検討・結論・措置	総務省

(2) 放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えて新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築	<p>インターネット同時配信を推進するとともに、通信網・放送波の配信方式にかかわらず、視聴者にとってより利用しやすく、既存の放送事業者にとってより自由度の高い事業展開の選択肢が得られ、かつ新規参入がより円滑に可能となるよう、多様な事業者が利用できる新たなプラットフォーム・配信基盤を構築することを含めて、以下の措置を講ずる。</p> <p>a NHK・民放ともにインターネット配信しやすい環境整備がなされ、それが視聴者にとって利用しやすく、円滑に運営できる配信基盤の構築がなされるよう、検討の場の設定など必要な措置を講ずる。</p> <p>b NHKの常時同時配信の是非について早期に結論を得る。</p> <p>c 同時配信に係る著作権等処理の円滑化（No. 26bに後掲）</p> <p>d Society5.0時代に最新技術を活かして新たな成長戦略を描くため、産学官（放送・通信事業者等の関係事業者、大学・研究機関、関係府省等）が連携・検討し、その上で、新たな配信基盤の構築に向けて、技術の実証を行う。</p> <p>e 放送大学の地上放送跡地、V-high帯域を、新たなプラットフォームへも活用する可能性について検討する。</p> <p>f 新たなプラットフォーム・配信基盤の構築に向けた環境整備を行う観点から、必要に応じたNHKの技術開発成果や設備の活用の在り方について検討する。</p>	<p>a: 平成30年度中に措置 b: 引き続き検討を進め、早期に結論を得る c: No. 26bに後掲 d: 平成30年度中に開始 e: 平成30年度検討開始、平成31年度までに結論 f: 平成30年度中に検討・結論</p>	<p>a, b, d, e, f: 総務省 c: 総務省 文部科学省</p>
19	新規参入の促進	<p>放送事業への新規参入を促進する。このため、No. 18eのほか、総務省において以下の措置を講ずる。</p> <p>a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所要の方針の策定を行う。</p> <p>b 衛星放送のソフト事業について、新規参入等による放送コンテンツの多様化・競争力向上を促進する観点から、衛星基幹放送の業務の認定及び5年ごとの認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所要の制度整備を行う。</p> <p>c V-high帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。</p>	<p>a, b: 平成31年度中に措置 c: 平成30年度中に検討・一定の結論</p>	<p>総務省</p>

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	ローカル局の経営基盤の在り方の検討	通信と放送の更なる融合、グローバルなコンテンツ展開など、新たな環境変化を踏まえ、民主主義の基盤として不可欠であるローカル局の経営基盤の在り方について総務省において検討する。その際、経営基盤強化のための規制や促進の在り方、免許の在り方など、併せて検討する。	平成30年度中に検討開始、平成31年央に中間的な取りまとめ、平成31年度中に結論	総務省
21	放送事業者の経営ガバナンスの確保	放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討する。	平成30年度中に検討・結論・措置	総務省

(3) 放送を巡る規制改革（グローバル展開、コンテンツの有効活用）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
22	NHK国際部門の充実・ 抜本強化	NHKにおいて多言語化への積極対応、内外から優秀な人材の確保、民間制作のコンテンツの活用などの取組を進められるよう、所要の措置を講ずる。	平成30年度中に検討・結論	総務省
23	放送コンテンツの海外展開の支援	<p>放送コンテンツの海外展開について、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。</p> <p>b 海賊版・違法コンテンツ対策のため、違法コンテンツ削除要請などの活動を人員面・資金面などを含め更に強化できるよう支援する。</p> <p>c 海外の著作権等の担当部局との情報交換を推進する。海外の当局で取締りが迅速になされていないケースがあることも踏まえ、より迅速・十分な取締りがなされるよう、高次のレベルを含め、様々なレベル・枠組みで外国政府に働きかけを行う。</p> <p>d インターネット上の海賊版サイトにつき、リーチサイト対策のための法整備を進める。</p> <p>e 国境を越えたインターネット上の海賊版に対する対策の在り方について、有識者、関係府省、権利者、事業者等で連携して検討する場を設ける。</p> <p>f 著作権侵害の発生国・地域及び著作権保護を強化している諸外国の関係機関との情報交換・連携を強化し、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策強化を検討する。</p> <p>g 諸外国における外国コンテンツ規制については、放送コンテンツの海外展開の観点から、各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。</p>	a, b, c, f, g: 平成30年度上期以降継続的に実施、 d: 平成31年通常国会までに法案提出、 e: 平成30年度早期に措置	<p>a: 総務省</p> <p>b: 総務省</p> <p>c: 経済産業省</p> <p>d: 文部科学省</p> <p>e: 文部科学省</p> <p>f: 文部科学省</p> <p>g: 経済産業省</p> <p>外務省</p>
24	NHKアーカイブの活用	一般視聴者だけでなく他の放送事業者・コンテンツ事業者による活用なども視野に入れて、著作権者の権利を保護しつつ、一定分野のコンテンツについては、一定期間後には無料で開放することなどを含め、より積極的な活用促進の方策について、関係者による検討の場を設ける。	平成30年度中に設置し、平成31年度中に結論を得る	総務省

(4) 放送を巡る規制改革（制作現場が最大限力を発揮できる環境整備）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善	<p>制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善について、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 番組制作に関わる取引について、総務省は実態調査（「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（第5版。平成29年7月21日）フォローアップ調査等による実態調査）を早急に行い、公正取引委員会及び中小企業庁はこれに協力する。特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情（外注に際しての価格交渉の実情を含む。）を明らかにする。</p> <p>b 制作現場での働き方について、実態調査（メディア業界へのアンケート調査による実態調査）を行う。</p> <p>c aの実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、取引の透明性向上と更なる適正化のため、新たな取引ルールの策定（法的措置を含む。）に取り組む。</p> <p>d aの実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」（受発注双方の業界団体等で構成）で協力し、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備（苦情申立て窓口の設置、違反・不適正と判明した場合の情報開示などを含む。）の必要性を検討する。</p> <p>e 独禁法、下請法、労働関連法令につき、厳正な運用を行う。これに関連し、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は放送コンテンツ制作取引におけるこれらの法令の遵守や各行政機関に対する情報提供に関して、放送事業者や制作会社などの取引の当事者に対する研修等を行うなど、積極的な周知を行うこととし、総務省はこれに協力する。また、中小企業庁は放送コンテンツ制作業界を対象とした下請Gメンによるヒアリングに早急に着手する。</p> <p>f aの実態調査の結果を踏まえ、独禁法、下請法の違反の疑いのある事案があるときは調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正な措置を講ずる。</p> <p>g 放送に係る制作現場でのフリーランスなど雇用類似の働き方について、総務省の協力を得て、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方についての全般的な検討の材料とするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討する。</p>	<p>a: 平成30年度早期に措置 b: 平成30年度中に実施 c, d: 平成30年度中に検討を開始、平成31年度上期に結論 e, f: 平成30年上半期以降継続的に実施 g: 全般的な検討は平成30年度以降。放送制作現場に係る整理・分析・検討は平成31年上期までに結論</p>	<p>a, f: 公正取引委員会 総務省 経済産業省 b: 厚生労働省 c, d: 総務省 e: 公正取引委員会 総務省 厚生労働省 経済産業省 g: 総務省 厚生労働省</p>

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
26	コンテンツ流通の推進	<p>コンテンツ流通の推進について、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 音楽分野における効率的な権利処理を実現するため、放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業（権利情報データベースの構築、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築）を進める。さらに、権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益の分配の全体が整合のとれた改革について、総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。運用を含めその他の課題については、関係府省が必要な取組を行う。その際、ブロックチェーン技術、AI技術を活用した海外実務を参考にする。</p> <p>b 同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。</p>	<p>a:平成30年度中に検討開始、平成31年度結論・措置</p> <p>b:平成30年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次実施。著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは平成31年度措置</p>	<p>a:総務省 文部科学省 経済産業省</p> <p>b:総務省 文部科学省</p>

(5) 放送を巡る規制改革（電波の有効活用その他）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
27	電波の有効活用	放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用のための方策の調査検討などを行う。	平成30年度検討開始、平成31年度上期に中間取りまとめ	総務省
28	新たなCAS機能の今後の在り方の検討	<p>通信と放送の更なる融合が進む中で、4K・8K時代を迎えるに当たって、地上波、衛星放送、インターネットなど多様な伝送方式について、消費者が自由に選択でき、また費用負担の在り方などについての納得が得られるよう、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 総務省を含めた関係者による普及啓発活動等を進めるとともに、当該周知活動の中で、テレビ受像機に搭載される新CAS機能について、十分に消費者に情報提供を行う。</p> <p>b 新CAS機能搭載の機器に関しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スクランブル解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基づいて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮しつつ、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。</p>	<p>a: 平成30年度上期速やかに実施</p> <p>b: 平成30年内速やかに実施</p>	総務省
29	その他	<p>総務省は、Society5.0に向け、通信と放送の更なる融合を始めとする技術革新など、放送を取り巻く国内外の環境変化に合わせた放送の在るべき姿を実現する観点から、これまで規制改革推進会議に出された意見（※）も踏まえつつ、放送政策の在り方について総合的に点検を行う。</p> <p>※規制改革推進会議第28、33、34回及び同投資等ワーキング・グループ第14、15、17、18、19、20、23、25、26、27、28、31、32、33、34、36、37、38回資料及び議事録参照。</p>	平成31年内に実施	総務省